

少年警察ボランティア

少年警察ボランティアの役割

少年警察ボランティアとは、少年補導員、少年警察協助手員、少年指導委員等の総称であり、地域における少年の非行防止や少年の保護を図るための活動の中心的な役割を担う人々を指す。それぞれの役割は以下の通りである。

少年補導員 (警察本部長などからの委嘱)

地域における少年の街頭補導活動、有害環境浄化活動など。

少年警察協助手員 (警察本部長などからの委嘱)

暴走族などの非行集団に所属する少年を集団から離脱させ、非行を防止するための指導・相談など。

少年指導委員 (都道府県公安委員会からの委嘱)

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に基づき、少年を有害な風俗環境の影響から守るための補導活動及び、風俗営業者への助言・指導など。

なお、上記に挙げた名称は主なものであり、地域によって様々な名称で活躍している。

活動内容

具体的な活動内容は、大きく5つに分類できる。

街頭補導活動

街頭などの公共の場において、少年の不良行為などに対し、助言や指導を行う。

相談活動

少年やその保護者などから相談を受け、それに対して助言や指導を行う。

少年の活動機会の提供と居場所づくり

スポーツ活動や社会奉仕活動への参加を少年たちに呼びかける他、少年たちの居場所づくりを推進する。

被害少年支援

専門家らと連携しながら、被害を受けた少年の精神的苦痛が癒されるように、継続的な支援を行う。

広報啓発活動

パンフレット配布やイベント開催などにより、地域防犯や非行防止活動を推進する。

関連機関

社団法人 全国少年警察ボランティア協会

<http://zenshokyo.ecs.or.jp/>

〒102-0093 東京都千代田区平河町 1-8-2

山京半蔵門パレス 303号

TEL : 03-3239-4970 FAX : 03-3556-1133

この協会は、少年の非行防止対策が急務となった昭和 30 年代後半から全国に誕生した少年補導員が中心となり、昭和 55 年に全国組織の任意団体として設立され、その後誕生した少年警察協助手員、少年指導委員とともに相互の連携を図るための組織として、平成 5 年に社団法人として認可されたもので、平成 19 年に名称が「社団法人 全国少年警察ボランティア協会」に変更された。

少年サポートセンター

少年サポートセンターは、警察本部少年課内にある警察の組織で、少年対策担当の警察官と少年補導職員が中心となって、少年や保護者から非行や犯罪被害等に関する相談を受け、継続的な補導や支援活動を行っている。

ヤング・テレホン・コーナー (少年相談コーナー)

全国の都道府県警察には、子どもの問題で悩む保護者や、悩みを抱えている子どもたちからの相談を受ける直通電話が設置されている。(名称は地域によって異なる。)そこでは、相談員として少年補導職員が適切な助言を行っている。

参考サイト

少年警察ボランティア紹介ページ (警察庁)

<http://www.npa.go.jp/safetylife/syonen37/index.html>

少年警察ボランティアの意義、委嘱の内容に関する詳細、主な活動の場、全国の活動事例など、少年警察ボランティアについて詳しく理解することができるサイト。